

天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第30号

天理市子ども医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

天理市子ども医療費助成条例施行規則（昭和48年10月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「添付して」を「添付するとともに、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を提供し、又は資格確認書等を添付する方法により当該子どもが国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であることの確認を受けたうえ、」に改め、第3号を削り、第4号を第3号とする。

第5条第1項中「受給資格証交付等申請書に第2条第1項に規定する書類を添え、これを市長に提出して」を削り、同条第2項中「第2条第2項」を「第2条」に改める。

様式第1号中

「

- (1) 受給資格判定のため、市長が所得の状況について課税台帳等又は個人番号を利用した情報連携により確認すること及び高額療養費に該当したときは、医療機関等から診療報酬明細書等の提供を受けることに同意します。

」

「

- (1) 受給資格判定のため、市長が所得の状況について課税台帳等又は個人番号を利用した情報連携等により確認すること、加入医療保険について個人番号を利用した情報連携等により確認すること及び高額療養費に該当したときは、医療機関等から診療

報酬明細書等の提供を受けること。

」

改める。

様式第2号中「健康保険証等を使って」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けて」に、「健康保険証等に添えて」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受ける際に、」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に国民健康保険法（昭和33年法律第192号）に基づく被保険者証若しくは被保険者資格証明書又は社会保険各法に基づく被保険者証、組合員証若しくは加入者証（以下「被保険者証等」という。）の交付を受けている者で、この規則による改正後の天理市子ども医療費助成条例施行規則（以下「新規則」という。）第2条第1項に規定する方法をとることができない場合は、当該被保険者証等の有効期間の満了の日までの間は、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の天理市子ども医療費助成条例施行規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で残部のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。